

お客さま各位

令和7年4月1日

口座登録法・口座管理法に基づく業務の全面開始について

1. 口座登録法(公金受取口座登録制度)

公的給付の迅速かつ確実な支給のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、デジタル庁からの委託を受けて、公金受取口座に係る登録・変更・抹消等の申請の受付を令和7年4月より開始いたしました。

2. 口座管理法(預貯金口座付番制度)

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律に基づき、お客さまの希望により、一度に複数の金融機関の預貯金口座へ、個人番号(マイナンバー)の届出を行うことが可能となります。

ならびに災害時および相続時における金融機関が個人番号を用いて管理している預貯金口座の情報提供の求めの受付を令和7年4月より開始いたしました。

※預貯金口座付番は、お客さまが希望される場合にのみ行われるものです。お客さまが口座開設のお申込み等に、当金庫がお客さまに個人番号の付番をご承諾されるかについてご確認する場合がございますので、ご了承ください。

詳細はリーフレットおよびデジタル庁ホームページをご覧ください。

【リーフレット】

[●口座登録法リーフレット](#)

[●口座管理法リーフレット](#)

【デジタル庁ホームページ】

[●公金受取口座登録制度](#)

[●預貯金口座付番制度](#)



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

K O S A N